

介護保険最新情報vol.959 令和3年3月31日
居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて（抜粋）

4 ケアプランの軽微な変更の内容について(サービス担当者会議)

基準の解釈通知のとおり、「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。
しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知したほうが良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。

「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い

「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱いについては、まずはモニタリングを踏まえ、サービス事業者間(担当者間)の合意が前提である。

その上で具体的には、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日老企第29号)の「課題分析標準項目(別添)」等のうち、

例えば、

- ・「健康状態(既往歴、主傷病、病状、痛み等)」
 - ・「ADL(寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等)」
 - ・「IALD(調理、掃除、買い物、金銭管理、服薬状況等)」
 - ・「日常の意思決定を行うための認知能力の程度」
 - ・「意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーション」
 - ・「社会との関わり(社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等)」
 - ・「排尿・排便(失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度など)」
 - ・「褥瘡・皮膚の問題(褥瘡の程度、皮膚の清潔状況等)」・「口腔衛生(歯・口腔内の状態や口腔衛生)」
 - ・「食事摂取(栄養、食事回数、水分量等)」
 - ・「行動・心理症状(BPSD)(妄想、誤認、幻覚、抑うつ、不眠、不安、攻撃的行動、不穏、焦燥、性的脱抑制、収集癖、叫声、泣き叫ぶ、無気力等)」
- 等を総合的に勘案し、判断すべきものである。